

環境課からののお知らせ

年始のごみ出しについて

ごみ収集は**12月31日(木)**から**新年 1月3日(日)**まで**休み**です。

可燃ごみ		ビン・雑ごみ・ペットボトル	
収集地区	年 始	収集地区	変更日
月・木の地区	1月4日(月)から	立田	1月1日(金) → 1月4日(月)
火・金の地区	1月5日(火)から	田村 (バイパス北・南)	1月2日(土) → 1月5日(火)
水・土の地区	1月6日(水)から	カン・金属類	
		収集地区	変更内容
		第1・第3金曜日の地区	第3金曜日(1月15日)のみ収集
		第1・第3土曜日の地区	第3土曜日(1月16日)のみ収集
		ダンボール	
		収集地区	変更内容
		第1・第3金曜日の地区	第3金曜日(1月15日)のみ収集
		第1・第3土曜日の地区	第3土曜日(1月16日)のみ収集

市民からのお便り

紙の門松も届き、店にはお正月の物が並ぶようになり、気忙しい12月です。お正月は、いっしょにしたいものです。

つなげよう、支えよう森里川海 ミニフォーラムin高知・物部川

環境省では、私たちの生活基盤である森里川海の恵みを認識し、未来の世代につなげていく取り組み、「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトを実施しています。その取組内容や、自然を生かした地域活性化を考えるミニフォーラムを開催します。

参加者のメッセージは、富山市で開催される全国フォーラムに届けられます。ぜひご参加ください。

■日時／1月29日(金) 13時～14時40分(予定)
受付／12時30分～(当会終了後、引き続き四国パートナーシップ大会を行います)

■場所／日章福祉交流センター

■内容／森里川海プロジェクトの説明(環境省) 基調講演(高知大学名誉教授 依光良三) 参加者全員によるメッセージ記入

■参加費／無料(申込不要)

■主催／環境省

■共催／物部川流域ふるさと交流推進協議会(南国市・香美市・香南市)

12月29日(火)～1月3日(日)
まで受け入れは休みです。

粗大ごみの受け入れについて
11月から、南国市一般廃棄物最終処分場で、家庭から排出される粗大ごみの受け入れを開始しています。持ち込みの際は、事前に環境課に電話で予約をしてください。(事業所のごみは受け入れていません)
詳しくは「ごみの分け方・出し方(平成27年版)」5ページをご参照ください。

粗大ごみの受け入れについて

国分川のシバ焼き

今年も春を告げる国分川のシバ焼きと清掃を行います。多くの皆さんのご協力をお願いします。作業終了後には七草がゆをご用意しています。

■日時
2月7日(日) 10時～12時

※雨天の場合は2月14日(日)

■集合場所
JA南国市久礼田支所東側駐車場、国分橋北、国分橋南、岡豊橋南

■問い合わせ／環境課 ☎880-6557

居安思危

なんこく防災くんの防災情報 19

やすき あり あや おも
—安きに居て危うきを思う—



阪神・淡路大震災から21年 大地震が起こったら…考えてほしいこと ～トイレについて～

阪神・淡路大震災の教訓から学ぶことはいっぱいあるで。必ず来る南海トラフ地震にしっかり備えちゃおうや!

①

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、6,434名の方が亡くなり、30万人を超える方が避難所での生活を強いられました。

そんな中、被災者が頭を抱えた問題のひとつに、トイレ問題がありました。



②



阪神・淡路大震災では、断水により水洗トイレが利用できなくなったため、避難所などでは汚物の山ができたそうです。また神戸市で避難所に仮設トイレが行き渡ったのは、地震が起こってから約2週間後でした。

③

みなさんは、災害時の「備蓄品」とは?と聞かれて、真っ先に何を思い浮かべるでしょうか。大抵の人は、飲料水・食料品と答えるでしょう。確かに大切なものですが、それと同じくらいトイレも重要です。

今一度、トイレについて考えてみてください。非常用持ち出し袋の中には簡易トイレも忘れずに用意しておきましょう。



■問い合わせ／危機管理課 ☎880-6575

知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときや、いざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し、保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります。

◎老後のためだけのものではありません。

※20歳になる前に、日本年金機構より申請書類などの郵便物が届きます。

平成27年分公的年金などの 源泉徴収票を送付

国民年金・厚生年金保険の「老齢年金」など、老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象となります。日本年金機構は、その年1年間の年金の支払総額などが記載された「公的年金などの源泉徴収票」を作成し、翌年1月中旬に受給者の方へ送付しています。

年金のみの所得で源泉徴収される方は、原則として所得税の確定申告をする必要はないこととなっていますが、他に収入(給与や年金)がある場合や、源泉徴収税額の還付を受ける場合には確定申告を行ってください。「源泉徴収票」は確定申告の添付書類の一つとして必要になります。確定申告の詳細については、お近くの税務署やその他の税務相談窓口にお尋ねください。

なお、「障害年金」や「遺族年金」は非課税ですので「源泉徴収票」は送付されません。

■問い合わせ／南国年金事務所 ☎864-1111

市民からのお便り

2016年も無病息災・家内安全な1年でありますように!